

災害リフォーム詐欺に注意!

2020年3月15日号

「台風などの災害で家屋に壊れたところはないか。保険金を使えば修理がタダでできる。保険の申請も代行する。」と電話で勧誘されて来訪を了承したが、家族に詐欺ではないかと言われ、断りたいといった相談があります。

自然災害の後、保険金を使えば自己負担ゼロで修理できると業者が修理を勧誘するケースがあります。

しかし、実際に契約すると、修理費が自己負担となったり、解約を申し出ると高額な解約料金を請求されたりする事例が発生しています。

災害などで住宅が破損した際は、まずは自分で保険会社や保険代理店に連絡をして相談しましょう。また、工事を行うときは複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。

困ったことがあれば、消費生活センターに相談しましょう。